

令和元年5月14日
航空局航空事業課

「羽田発着枠配分基準検討小委員会」(第4回)を開催します

2020年以降の羽田空港の発着枠の配分のあり方について、専門的・技術的見地から検討を行うべく5月17日に第4回小委員会を開催し、今後の論点整理を行います。

混雑空港である羽田空港の使用許可(航空法第107条の3)については、2020年1月に5年の期限が到来することとなっております。

このため、羽田空港を取り巻く状況の変化等を踏まえ、2020年夏期ダイヤ(2020年3月29日～)以降の羽田空港の発着枠の配分のあり方について、専門的・技術的見地からの検討を行うべく、交通政策審議会航空分科会「羽田発着枠配分基準検討小委員会」(第4回)を下記のとおり開催することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 日 時 : 令和元年5月17日(金)16:00～18:00
2. 場 所 : 国土交通省2号館第2会議室A・B (東京都千代田区霞が関2-1-2)
3. 議 題 : これまでの主な意見と論点について
4. 委 員 : 別紙1参照
5. 取 材 等 : 本小委員会は公開としますが、傍聴席に限りがあることから、報道関係者に限り傍聴、カメラ撮り可能とさせていただきます。ただし、カメラ撮りは本小委員会の冒頭までとします。希望される報道関係者は、5月16日(木)17時までFAX(別紙2参照)で登録願います。なお、傍聴は原則として各社1名とし、定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承下さい。
報道関係者は、当日15:45までに会場前にお集まり下さい。
配布資料及び議事概要については、後日、国土交通省ホームページにて公開予定です。

<お問い合わせ先>

航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 末満
電話 03-5253-8111(内線 48502) FAX 03-5253-1656
03-5253-8706(直通)

<傍聴・カメラ撮り登録先>

航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 岡田、原田
電話 03-5253-8111(内線 48515、48517) FAX 03-5253-1656